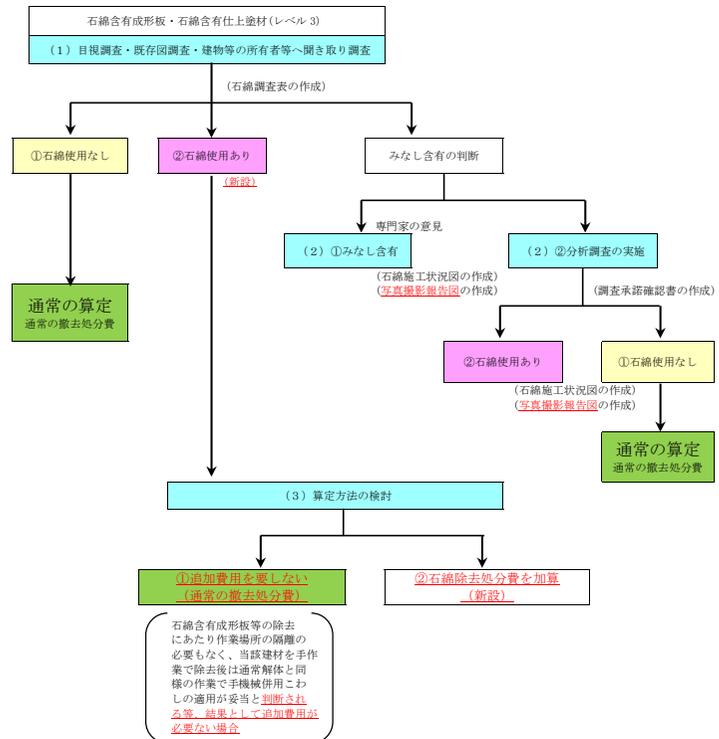
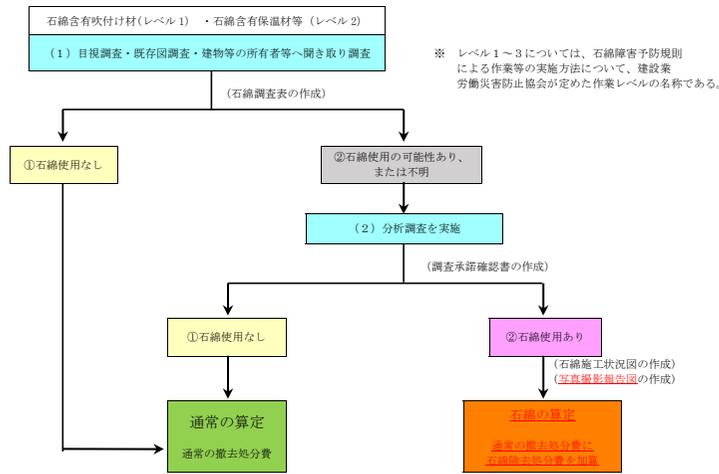


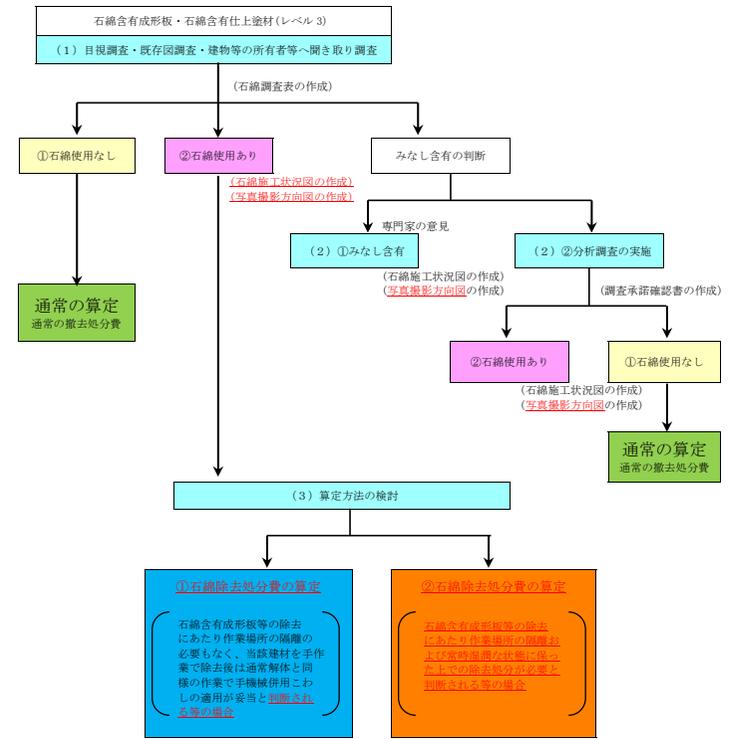
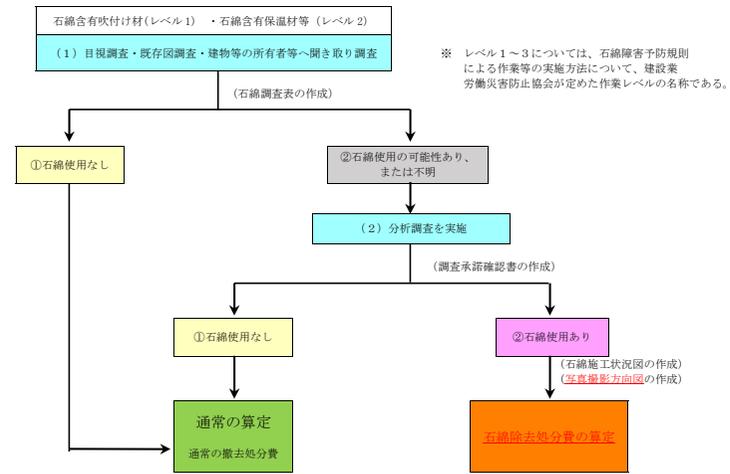
石綿調査算定要領の一部改正（新旧対照表）

改正前	改正後
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この要領は、静岡県が施行する公共事業に伴う損失補償基準細則第15の建物等の移転料の算定に係る取りこわし工事費、切取工事費、解体工事費及び曳家工事費のうち、石綿含有建材に係るものの調査積算に適用するものとする。</p> <p>(調査表)</p> <p>第4条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式第1号の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>(図面)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 石綿施工状況図は、建物移転料算定要領、木造建物調査積算要領、非木造建物調査積算要領、機械設備調査算定要領及び附帯工作物調査算定要領に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(分析調査)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第2号の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名押印を求めるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この要領は、静岡県が施行する公共事業に伴う損失補償基準細則第15の建物等の移転料の算定に係る取りこわし工事費、切取工事費、解体工事費及び曳家工事費のうち、石綿含有建材に係るものの調査算定に適用するものとする。</p> <p>(調査表)</p> <p>第4条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式第1の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>(図面)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 石綿施工状況図は、建物移転料算定要領、(別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕、別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕若しくは別添二非木造建物調査積算要領)、機械設備調査算定要領又は附帯工作物調査算定要領に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(分析調査)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第2の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名押印を求めるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p>

(参考資料) レベル別石綿調査算定フロー



(参考資料) レベル別石綿調査算定フロー



備 考

改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。